

4月から

奈良県広域水道企業団による水道サービスがはじまります

三郷町水道事業は、本年4月より奈良県および県内26市町村で構成する奈良県広域水道企業団へ事業統合します。

奈良県広域水道企業団って？

加盟構成団体の各議会において、「奈良県広域水道企業団設立に関する協議」の議案が可決され、令和6年11月1日付で国の認可を受け、設立した団体です。

本年4月から、三郷町の水道事業は本企業団で行います。将来にわたって安全・安心な水道水を供給するため、水道料金の収入減少や水道施設の老朽化など、水道事業が抱える課題解決に広域で連携して取り組みます。

※下水道事業は変更ありませんが、使用料の収納事務は企業団に委託します。

加盟構成団体

奈良県、大和高田市、大和郡山市、天理市、橿原市、桜井市、五條市、御所市、生駒市、香芝市、宇陀市、平群町、三郷町、斑鳩町、安堵町、川西町、三宅町、田原本町、高取町、明日香村、上牧町、王寺町、広陵町、河合町、吉野町、大淀町、下市町

なにが変わるの？

本年4月からの主な変更点は次の通りです。

①組織・名称が変わります

納付書や検針票の記載が三郷町水道課（三郷町水道事業管理者）から奈良県広域水道企業団三郷事務所（奈良県広域水道企業団企業長）に変わります。

②料金が変わります

統合に伴い、水道料金は奈良県広域水道企業団の統一料金に改定されます。※経過措置として、5年間は現行料金と新料金を比較して、低い方の料金が適用されます。

（下水道使用料は変更ありません）

③料金のお支払い周期が変わります

「毎月のご請求」から「2か月ごとのご請求」に変更されます。

④各種基準や制度・サービスが統一されます

各市町村で独自に実施していた制度などは、廃止や見直しになります。

※漏水を除く減免制度は廃止となります。

※統合に際して、町内の皆様にお手続きの必要はありません。

<料金改定(案)>

新料金	口径	基本料金	従量料金 (㎡)						
			1~10	11~20	21~30	31~50	51~100	101~500	501~
1か月あたり(円:税抜)	13mm	390	85	147	184	242	300	358	416
	20mm	870							
	25mm	1,440							
	30mm	2,170							
	40mm	3,920							
	50mm	6,830							
	75mm	15,530							
	100mm	28,690							
	150mm	65,280							
	200mm	118,230							

現行料金	口径	基本料金	従量料金 (㎡)			
			1~10	11~30	31~50	51~
1か月あたり(円:税抜)	13mm	600	105	170	250	300
	20mm	850				
	25mm	1,400				
	30mm	5,000				
	40mm	6,000				
	50mm	15,000				
	75mm	29,000				
	100mm	別途				

※検針・新料金体系などについては、奈良県広域水道企業団設立準備協議会において関係首長間で合意された内容に基づくものです。奈良県広域水道企業団議会(本年2月開催予定)の議決を経て正式に決定されます。

水道料金のめやす

(税込金額)

2人世帯の例

(口径13mm、
2か月で30㎡使用した場合)

現行
料金

5,500円
(1か月 2,750円)



新
料金

4,345円
(2か月毎のご請求)

※上記のモデルケースは参考です。

※下水道使用料は別途加算されます。

